

業務用自動車賃貸借契約書(案)

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県立具志川職業能力開発校 校長 宮里 健 (以下「甲」という。) と
〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、下記条項により業務用自動車 (以下「車両」という。) の賃貸借に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、車両を公務執行の用に供するものとする。

(賃貸借物件)

第2条 乙は、甲に対し別表記載の車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。ただし、車両の登録番号及び車台番号は、納車後に確定する。ただし、賃貸借を行う車両に係る詳細仕様については、仕様書のとおりとする。

2 賃貸借期間初日に納車ができない事由等が生じた場合は、乙は甲に対し、代車を提供しなければならない。

(賃貸借期間)

第3条 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成18年沖縄県条例第56号)」に規定する長期継続契約であり、賃貸借期間は、令和7年3月1日から令和11年2月28日までの48か月とする。

(賃貸借料金)

第4条 車両の賃貸借料金は総額_____円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、_____円) とし、月額_____円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、_____円) とする。

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(消費税額等)

第5条 甲は、賃貸借料金に係る消費税及び地方消費税の額を乙に支払うものとする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、本契約の成立日の税率により計算したものであり、契約期間中途において消費税率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、これを改定するものとする。

(貸貸借料金の支払い)

第6条 貸貸借料金は毎月払いとし、乙は、原則として毎月末日に甲の指定する者の確認を受けて、当該貸貸借料金を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該貸貸借料金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責に帰すべき事由により貸貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払い日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 契約終了の月において車両の貸貸借期間が1か月に満たない場合、当該貸貸借料金は貸貸借期間に応じ、日割り計算によって算出する。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第2項第3号により免除する。

(車両の引渡)

第8条 車両の引渡しは、甲乙双方の立会いのもと、装備、外観、その他すべての点について貸貸借契約の目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえ、行うものとする。

2 引渡された車両が、契約内容に適合しないものがあるときは、当該納入車両の修補、代替物の引渡し等乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

3 車両の引渡し場所は仕様書のとおりとし、引渡し場所までの輸送に係る費用等については、乙の負担とする。

4 契約満了及び解約による車両の引き取りは、契約時の引渡し場所にて実施し、乙が車両を引き取るために要する費用は乙の負担とする

(公租公課)

第9条 車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(車両の保険)

第10条 乙は、本契約期間中の車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を乙の負担により締結するものとする。

(1) 車両保険(自家用自動車総合保険)

保険金額 時価額(免責金額0円)

(2) 対人賠償責任保険

保険金額 無制限（1名につき）

(3) 対物賠償責任保険

保険金額 無制限 免責金額0円（1事故につき）

(4) 搭乗者傷害責任保険

保険金額 3,000万円（1名につき）

(保守点検)

第11条 乙は、本契約の期間中車両について、次に掲げる定期点検等を乙の負担により行うものとする。

(1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備

(2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備

(3) 車両の正常使用中に発見される故障、不具合の修理

(4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリーを含む。）

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は、予め乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第12条 乙が前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に対して代車を無償で提供するものとする。

(甲の修理費負担)

第13条 次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

(1) 甲の故意または重大な過失に起因する修理に要する費用

(2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(貸借権譲渡等の禁止)

第14条 甲は、賃貸借車両について貸借権の譲渡転貸、または担保の用に供してはならない。

(契約の解除)

第15条 甲は契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより、予算の範囲内における変更契約の可能性などについても十分に甲乙協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限り、甲はこの契約を解除できるものとする。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて甲若しくは甲の指示により職務を行う職員の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、本契約の条項に違反したときは、書面をもって通知し、直ちに本契約を解除することができる。
- 5 甲は、第1項から第3項までの規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に発生した損害について、その責を負わない。
- 6 甲又は乙は、第4項の規定により本契約を解除した場合、これによって生じる相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

（車両の返還）

第16条 第3条及び前条の規定により契約が終了し、又は解除された場合は、甲は速やかに乙に車両を返還しなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させると

ともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

第 18 条 本契約に定めのない事項又は本契約の履行について疑義が生じた場合は、関係法令に従い、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 19 条 本契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字兼箇段 1 9 4 5 番地
沖縄県立具志川職業能力開発校
校長 宮里 健

乙 住所
商号又は名称
代表者職氏名

別表

- (1) 車名・年式
- (2) 登録番号
- (3) 車台番号
- (4) 塗色